-一月一七日執行の上県町長選挙の選挙の効力に関する審査の申立て につき、被告が平成九年三月一七日付けでした裁決を取り消す。

訴訟費用中、補助参加によって生じた費用は被告補助参加人らの負担とし、そ の余は被告の負担とする。

事実及び理由

当事者の求めた裁判

原告ら

主文第一項と同旨 1

2 訴訟費用は被告の負担とする。

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

事案の概要

本件は、平成八年一一月一二日に告示され、同月一七日に執行された上県町(長崎県上県郡)の町長選挙における不在者投票に関し、被告が、同町選挙管理委員会 の委員長が公職選挙法四九条一項各号所定の事由(以下「不在者投票事由」とい う。)の存否について審査義務を尽くしておらず、その管理執行手続の違法が選挙 の結果に異動を及ぼす虞があるとして、右選挙を無効とする旨裁決したのに対し 原告らが、そのような管理執行手続の違法はないと主張して、右裁決の取消しを求 めた事案である。

争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、括弧内掲記の証拠により容易に認めら れる。

平成八年一一月一二日(以下、特に断らない限り、日付けはすべて平成八年を 指す。)に上県町の町長選挙が告示され、同月一七日に執行された(乙第八号証。 この選挙を「本件選挙」という。)

本件選挙における不在者投票は、選挙期日の告示日である一一月一二日から選 挙期日の前日の同月一六日までの五日間、各午前八時三〇分から午後五時までの投 票時間で行われ、四〇四件の不在者投票があった。その内訳は次のとおりである。 (一) 上県町選挙管理委員会における不在者投票 三〇二件

(別表1の番号16ないし24及び別表2の合計一〇三件を含む。)

他市町村選挙管理委員会における不在者投票 三〇件

 (Ξ) 不在者投票指定施設における不在者投票 六二件

郵便による不在者投票 一〇件

なお、上県町選挙管理委員会(以下「町選管」という。)における不在者投票の記載をする場所は、同町役場一階相談室及び同町役場仁田支所一階会議室に置かれ、町選管委員長が選任した五名(書記a、事務吏員b、同c、同d、同e。以下、書記aを「a書記」といい、その余の事務吏員はいずれも姓のみで表示す る。)の不在者投票管理者の職務補助執行者(以下「補助執行者」という。)によ 不在者投票に係る投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求の受付及び宣誓 書兼請求書の審査事務が行われた(乙第八号証、第一三号証)

原告fは本件選挙において得票数一八三八票で当選した。落選人gの得票数は

一七六八票であった。その余の原告らはいずれも本件選挙の選挙人である。 4 被告補助参加人h及び同iは、一二月二日、右選挙の効力に関し、町選管に異議の申出をしたが、町選管は、同月二七日、右申出を棄却する決定をし、その決定 書は、そのころ右両名に交付された(乙第一号証)

この決定に対し、右両名は、平成九年一月一三日、被告に審査の申立てをした ところ、被告は同年三月一七日右町選管の決定を取り消し、本件選挙を無効とする

表決(以下「原裁決」という。)をした。同裁決書は同月一八日右両名に交付され、同裁決は同月二五日に告示された(乙第三号証)。 原裁決の理由の概要は、「町選管における不在者投票三〇二件のうち一〇三件については、不在者投票用紙等の交付請求に応じるにあたって不在者投票事由については、不在者投票用紙等の交付請求に応じるにあたって不在者投票を開始した。 続に違法があったといわざるを得ない。そして、本件選挙の開票結果は、当選人 f の得票数一八三八票、落選人gの得票数一七六八票であつて、その差は七〇票であ るから、違法な管理執行手続のもとになされた不在者投票が合計一〇三件存在する と認められる以上、かかる違法は選挙の自由公正を害するおそれがあるのみなら

ず、本来不在者投票をできない者が相当多数不在者として投票したことも推認でき、このような者が不在者投票を拒否された場合、投票当日棄権した者もあるかも知れないし、また、不在者投票した場合と選挙の当日に投票した場合とで、同じ候補者に投票するとは限らないなど、その違法が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に該当することは明らかである。」というものである。原裁決が管理執行手続に違法があるとする一〇三件の不在者投票は、本判決別表1の番号16ないし24及び別表2記載のものである。 二 争点

原告らは、町選管の委員長は本件選挙の不在者投票における不在者投票事由についての審査義務を尽くしており、その管理執行手続に違法はないから、本件選挙を無効とした原裁決は違法であると主張してその取消しを求めており、被告は、本件選挙においては、当選人である原告 f と落選人であるgの得票数の差は前述のとおり七〇票であるところ、町選管の委員長が不在者投票事由についての審査義務を尽くさず、違法な管理執行手続のもとになされた不在者投票が右を上回る一〇三件存在するから、その違法が選挙の結果に異動を及ぼす虞があり、本件選挙は無効であると主張している。

「具体的には、当事者双方は、以下の1ないし3の各争点について、以下のとおり 主張している。

1 どのような事由が不在者投票事由に該当するか。

(一) 原告らの主張

- (1) 不在者投票制度は、選挙の当日は差し支えがあるが積極的に投票の意思を有する有権者にもできるだけ投票の機会を与え、もってその選挙権の行使を不当に妨げることのないようにしようというものである。殊に、国民の生活様式、仕事であるが多様化して国民全体が日曜日に一斉に休みを取るという時代ではるり、週休二日制が定着して国民の間に余暇を大切にする気風が広まりれてしたがっては、できるだけこの制度を柔軟に運用することが求められている。したがって、その制度の運営は、不在者投票をしようとする者の意思を尊重しれができるだけ選挙に反映されるようにして、国民固有の権利である。ことは、選挙権を行使が最大限保障されるようにしなければならない。したがって、不在者投票事由を厳しく限定することは、選挙権を得るようにしなければならず、不在者投票事由を厳しく限定することは、選挙権を国民固有の権利と定めた憲法一五条の趣旨に反する。
- (3) また、上県町は、対馬下島北部に位置し、交通の便も悪く、島内の移動にも長時間を要する地域である。公共交通機関もバスしかなく、その便数も少ないので、とりわけ車の運転をしない老齢者にとっては、島内を移動するにも一日がかりとなる。このような同町の特殊性にかんがみれば、都会では不在者投票事由となり得ないような事由でも、本件選挙においては公職選挙法(以下「法」という。)四九条一項二号の「やむを得ない用務」に該当するものと解釈されることがあるべきである。

(二) 被告の主張

- (1) 法は、選挙人が選挙の当日に自ら投票所に行き投票用紙の交付を受け、候補者の氏名を記載して投票することを原則としている(四四条ないし四六条)。そして、不在者投票は、この当日投票の原則に対する例外であるから、不正投票の混入を避け、その濫用を防止し、選挙の公正を確保しようとする趣旨から、法は、その要件を厳格に定めており、法四九条一項各号に規定する不在者投票事由がある場合及び同条二項に該当する場合にのみ許されるものとしている。 (2) とりわけ、法四九条一項二号は、「選挙人がやむを得ない用務又は事故の
- (2) とりわけ、法四九条一項二号は、「選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。」を不在者投票事由として定めている(以下これを「二号事由」という。)が、ここにいう「やむを得ない用務のため旅行中」とは、法令上の義務を課せられた用務による旅行がこれに該当することは明白であるが、私事旅行ないし家族旅行については、その旅行が社会通念に照らして付き合い、儀礼等の理由から社会生活上必要な用事又は当該選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な用事の

ための旅行に限られるものというべきである。

- (3) 法及びその規定を受けた同法施行令(以下「令」という。)及び同法施行規則(以下「規則」という。)が不在者投票の要件、手続及び関係書類の様式を厳格に定めている趣旨からすれば、不在者投票事由の具体的要件についての前記原告らの主張は、現行法の解釈として成り立つものではない。
- 2 不在者投票において町選管の委員長が尽くすべき不在者投票事由についての審査義務の程度いかん。
 - (一) 原告らの主張

(1) 不在者投票制度は、選挙の当日は差し支えがあるが積極的に投票の意思を有する有権者にもできるだけ投票の機会を与え、もってその選挙権の行使を不当に妨げることのないようにしようというものである。

また、不在者投票用紙等の交付請求及び不在者投票事由の申立ては、その方式に何らの定めもなく、必ずしも書面によることを要せず、口頭によることも差し支えないとされており、不在者投票用紙等の交付請求をするにあたり、宣誓書以外の書面を提出することは法令上要求されていない。しかも、宣誓書の基本的な目的は、不在者投票を求める者に不在者投票事由に関する申告が真正であることを誓わせることにあるが、その中に記載する不在者投票事由についても、個別具体的な事由を記載することは求められておらず、所定の不在者投票事由(単に旅行とか結婚式といった概括的なもの)を〇で囲むという極めて簡単な形式になっているにすぎないから、それは不在者投票事由の完全な記載がなされることを予定された書面ではない。

不在者投票においては、選挙人の本人確認さえ確実に行えば不正は防止できるのであり、他方、個人の営業や職務上の秘密、プライバシー、信仰の自由の保護は、日本国憲法で保障された重要な権利であって、不在者投票用紙等の交付請求者に補助執行者が不在理由等を詳細に問いただすことは、右の憲法上の権利を侵害することになるし、選挙人の側にもそれらの事由について説明する義務はないというべきである。

したがって、不在者投票の手続にあたっては、できるだけ投票請求者の良心を尊重し、その自主申告から、選挙の当日に職務ないし業務に従事中であるか、あるいは用務や事故のために投票をすることが困難である事情が一応推測できれば、不在者投票を認めるべきであり、選挙管理委員会において、選挙人の職務や業務、あるいは用務や事故の詳しい内容まで審査しなくても、不在者投票事由の審査義務は尽くしたものというべきである。

- (2) また、選挙の執行後、不在者投票事由の有無が問題となった場合にも、投票において不正が行われた疑いがあるなど特別の事情がない限り、できるだけ投票を生かすよう柔軟に判断することが、有権者の選挙権を保障する憲法の趣旨に合致することになる。不在者投票事由が、前述の選挙人の憲法上の権利にかかわるものであることが事後的にでも確認されれば、その管理執行手続は適法と解すべきである。
- (3) とりわけ、上県町は、人口四七四三人(有権者三七四一人)の小さな町であるため、不在者投票事務に従事する町職員は選挙人の多くと面識があり、その職業や勤務先について、改めて問わなくても当然に知っている場合も多数あるし、他方、プライバシーに関する事柄については、町選管の側から質問することが困難で、選挙人も回答をためらうという事情がある。

このような同町の特殊性からすれば、補助執行者らが形式的に厳格な審査手続を踏んでいなかったとしても、不在者投票時の選挙人の挙措、言動から状況判断することもやむを得ないものというべく、不在者投票事由が客観的に存在しておれば、補助執行者らの判断を尊重し、審査義務を尽くしたものと解すべきである。

(二) 被告の主張

(1) 不在者投票の制度は、当日投票の原則の例外であるから、不在投票の混入を避け、その濫用を防止し、選挙の公正を確保しようとする趣旨から、法、令及び規則は、その要件、手続及び関係書類の様式を厳格に定めている。このことからすれば、法四九条一項一号所定の不在者投票事由(以下「一号事由」という。)については、その「職務又は業務」の具体的内容を審査確認しなければならないし、二号事由についても、単に行き先、不在期間、不在理由を確認するだけでは足りず、旅行、帰省の目的や、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難である旅行、帰省の目的や、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難であるか情等を聴取して、その不在理由が「やむを得ない用務又は事故」に該当するか否について審査しなければならないものというべきである。このような不在者投票に

係る不在者投票事由の審査義務は、不在者投票の管理執行にあたって、選挙管理委員会の委員長が尽くすべき極めて重要な基本的義務であり、この義務を尽くさなかった場合には、当日投票の原則の例外として厳格な手続を定めた不在者投票の制度の趣旨及び右手続を定めた法四九条一項、令五三条一項に違反するのみならず、選挙の自由公正の原則が害される虞もあることから、選挙無効の原因となり得るものである。

3 本件選挙において、町選管の委員長による不在者投票事由についての審査義務違反により、管理執行手続に違法のある不在者投票があったか。あったとすれば、その件数いかん。

(一) 原告らの主張

(1) 原裁決が違法とした一〇三件の不在者投票のうち、別表 1記載のものは一号事由を具備し(ただし、番号24(j)については、予備的に二号事由を具備するものと主張する。)、別表 2記載の者は二号事由を具備している(ただし、番号4(k)及び19(l)については法四九条一項三号所定の事由(以下「三号事由」という。)を具備するものと、番号11(m)及び12(n)については、予備的に三号事由を具備するものと、番号63(o)については一号事由を具備するものと、番号63(o)については一号事由を具備するものとそれぞれ主張する)。このうち七三件についての不在理由等は、別表1記載のものについては別表3のとおり、別表2に対応するものについては別表4のとおりであり、被告が主張する基準に従ったとしても、それぞれ不在者投票事由を目備しているものというべきである。なお、二号事由については、行政実例も判例も広い範囲でこれを認めている。

なお、別表2の番号12の選挙人(n)は身体障害者であるが、三号事由にいう「身体の障害のため歩行が著しく困難であるべきこと」とは、物理的に歩行が困難である場合だけではなく、身体の障害のため付添人なしで遠方に移動することができないような場合も含むと解すべきところ、同人の不在者投票はこの場合に当たる。

別表2の番号34の選挙人(p)は、信仰上の理由から、高野山参りの日程を変更できなかった。このような者に対し、不在者投票を認めず、信仰上の約束に反して日程の変更を強いることは、憲法が保障する信教の自由に対する侵害に当たる。また、同選挙人は、事前に航空券の手配をしていたものであり、この点からも日程の変更は著しく困難であった。

(2) イ 原裁決が違法とした一〇三件に係る宣誓書兼請求書の内容を見ると、別表1及び2のとおり、いずれも不在者投票事由の存在を推測させる記載がなされており、その不存在をうかがわせるものはないから、その管理執行手続はすべて適法である。

ロー本件選挙においては、選挙運動が過熱していることや、不在者投票の増加が見込まれたことから、町選管では、本庁における補助執行者を従前の二名から三名に増員したほか、審査事務について特に厳格公正を期するよう心がけた。補助執行者である a 書記は、他の補助執行者に対し、不在者投票の手引書を交付していたほか、口頭でも、選挙人に旅行等の目的を尋ね、不在期間、行き先も確認するよう指導し、さらに、審査事務の現場で不明な点が出た場合には、 a 書記に電話連絡して

問い合わせるよう指示していた。このような中で、補助執行者らは、いずれも不在者投票事由について厳格な審査を行い、最低限、不在の事由、期間及び行き先につ いては必ず聴取した。その審査内容等は、別表1記載のものについては別表3のと おり、別表2記載のものについては別表4のとおりである。

なお、別表1の21のqは、商談のために投票区域外に出張するため選挙の当日 に不在である旨説明したが、補助執行者から商談の具体的内容まで質問を受けたこ とに対しては、回答を拒絶した。しかし、当該補助執行者は、qがガソリンスタンド経営者であることを熟知しており、商談の具体的内容についてまで知らなくても、同人が仕事の関係で出張することは間違いないと判断できた。一般的に、事業 ことって商談の内容は営業上の秘密に関わることが多いので、投票者本人が商談 の具体的な内容についての説明を拒否した場合、補助執行者としては、それ以上商 談の具体的内容について聞き出すことは困難である。法の趣旨もまた、投票者が営 業上の秘密を放棄しない限り不在者投票を認めないものとは到底考えられないか ら、当該補助執行者が商談の具体的内容について聞き出すことができなかったから といって、審査義務を怠ったということはできない。

別表1の番号22のP9も、商談の具体的内容について説明を拒んでいるが、商 談の内容は営業上の秘密に関わるものであるし、補助執行者は不在者投票事由の審 査のために最善を尽くしているから、審査に落ち度はない。

別表2の番号8のrの旅行目的は、次女の縁談についての相談であり、選挙の当 日を避けることができなかったから、やむを得ない用務に当たるというべきとこ る、rは、補助執行者に対し、旅行の目的を告げていない。しかし、縁談は、他人に知られたくない事柄であり、これを秘匿することはプライバシーの権利として当然に許容されるものである。補助執行者は、右の目的をrから聞き出すことはできなかったが、同人の説明とその態度から、「やむを得ない用務」による旅行と判断 したものである。

別表2の番号63のoが旅行目的について具体的に説明できなかった理由は別表 4記載のとおりであり、このような場合にまで不在理由の説明をしなければならな

いならば、同人のような仕事に従事する者はおよそ不在者投票ができないこととなるから、旅行目的について説明を求めることは憲法に違反する。 別表2の番号90のsの帰省の目的は、別表4記載のとおりであったため、補助執行者に対し、単に「帰省」としか申告できなかった。しかし、町職員の中には、 sの家庭事情を知っていた者もおり、補助執行者としては、諸事情を総合して不在 者投票をさせたものと考えられる。

被告の主張 (\square)

本件選挙における不在者投票のうち、選挙人の宣誓書兼請求書を必要とす る不在者投票は、前記一(争いのない事実等)の2(一)の三〇二件、同(二)の 三〇件、同(三)のうち選挙人本人からの請求に係る五件の合計三三七件であり、 ニれらについてはすべて宣誓書が提出されている。このうち、同 (一) の町選管に おける不在者投票の宣誓書兼請求書の中には、不在者投票事由が明白な程度に記載 されていると直ちには判断できないものが、別表1及び2のとおり一一八件ある。 別表1は、町選管の処理簿において、一号事由を具備するものとして選挙 人に投票用紙等が交付され、不在者投票がなされたものであるが、そのうち九件に ついて、以下のとおりその管理執行手続に違法がある。 イ 番号16(t)については、宣誓書兼請求書の行き先欄に「上県町」とのみ記

載され、勤務に従事する場所が当該選挙人の所属する投票区の区域外にあることが明らかでない。宣誓書兼請求書の職業(勤務先)欄には「漁協」と記載されてお り、漁協建物の所在地で勤務に従事するものと推察されないこともないが、職務又 は業務に従事する場所が明白な程度に記載されているとはいい難い。補助執行者 は、被告に対する審査申立て手続(前記一(争いのない事実等)の5)において、 tから「早期から漁に出る。」との口頭説明を受けた旨証言するところ、この意味は、選挙の当日の早朝から出漁するということであろうが、そうであるならば、不在期間が一一月一六日から選挙の当日である同月一七日までとする宣誓書兼請求書 の記載と一見して矛盾しており、補助執行者において不在者投票事由の確認を行っ たとは認められない。tは、当時、ヨコワ(マグロの稚魚)漁のため山口県沖に行 く予定であったにもかかわらず、宣誓書兼請求書の行き先欄に「上県町」と記載し たが、補助執行者からこの点について質問はなかったし、また、漁には毎日出るの であるが、宣誓書兼請求書の不在期間を選挙の当日のみとせずその前日からとした ことについて、特に理由はなかったようであるところ、このことについても補助執

行者から質問を受けなかった。よって、番号16の不在者投票については、不在者 投票事由についての審査義務が尽くされておらず、その管理執行手続に違法があ る。

四番号17から22までの六件は、いずれも宣誓書兼請求書の職業(勤務先)欄に記載がなく、かつ、宣誓書兼請求書のその他の記載内容からも選挙人の職業事明のものである。一号事由は、職務又は業務に従事中であることを不在者投票事とするものであるから、宣誓書兼請求書の記載から職務又は業務の内容が推察であるい場合には、選挙人から口頭による説明を求める必要がある。また、別記をでは、別記をでは、選挙人がらればならないが、同様式に関し、職業はなるでは、職業に記載にされていることが、同様式に関し、職業に記載に記載に立むないでののにといてののには、不在者投票の管理執行者に記載がないものにいていての頭説明を求めず、その問題は、市では、本在者投票に応じた場合には、不在者投票の管理執行者に記載が名のによることとなる。補助執行者らは、宣誓書、書の問題点を特に意識せず、名の、といるととなる。補助執行者らは、宣誓書、書の問題点を特に意識せず、名のまま不在者投票に応じたことについての審査を行っていない。したがって、在者投票の管理執行手続に違法がのについての審査を行っていない。したがって、不在者投票の管理執行手続に違法がある。

なお、番号18(u)、19(v)及び20(w)については、当該補助執行者は右不在者投票をした三名の選挙人とは面識がなく、勤務先等について知らなかったところ、この三名は、勤務の内容について申立てをしておらず、補助執行者も、この点について特段質問等をしていない。

(3) 別表2は、町選管の処理簿において、二号事由を具備するものとして、選挙人に投票用紙等が交付され、不在者投票がなされたものである。しかるに、以下のとおり、その九四件すべてについて、管理執行手続に違法がある。 イ 番号1については、宣誓書兼請求書の行き先欄に上県町内の住所が記載されて

イ 番号1については、宣誓書兼請求書の行き先欄に上県町内の住所が記載されているが、二号事由は、当該投票区の属する市町村の区域外に旅行中又は滞在中であることをその要件とするから、その事由には該当しない。また、宣誓書兼請求書の不在理由欄には「見舞い」に〇印が付されていることからすれば、法四九条一項のいずれの号にも該当しない。仮に、この不在理由欄の記載が当該選挙人の書き誤りであったとしても、補助執行者においてこれを見過ごしたまま不在者投票用紙等の交付請求に応じたことは、不在者投票事由に関する審査義務を尽くしておらず、不在者投票の管理執行手続に違法があることになる。

口番号2(y)については、宣誓書兼請求書の行き先欄に記載がないが、補助執行者は、当該選挙人に対して行き先を尋ねていないから、不在者投票事由に関する町選管による審査義務を尽くしておらず、不在者投票の管理執行手続に違法がある。なお、原告らの主張によれば、yは、福岡の病院へ娘を検査に連れて行く予定であったとのことであるが、このことについては、島内の医師から特段指示されていないし、娘の体調が急に悪くなったわけでもなく、病院の予約もされておらず、実際に診察も受けていないから、補助執行者において不在者投票事由につき聴取を行い、審査を尽くしておれば、その不存在が確認されることもあり得たものである。

ハ 番号3(z)については、宣誓書兼請求書の不在理由欄には「その他」に〇印が付され、仕事と付記されているが、職業(勤務先)欄に記載がない。当該選挙人においては、一号事由に該当するところ誤って二号事由に該当する旨の記載をしたものと推察されるが、前述のように、一号事由において職務又は業務の内容が推察

できない場合、選挙人に対し口頭で説明を求める必要があるところ、補助執行者から口頭説明を求めた事実はない。また、職務又は業務性が認められないことからすれば、二号事由の「やむを得ない用務又は事故」に該当するか否かも不明である。よって、不在者投票事由について審査義務が尽くされておらず、不在者投票の管理執行手続に違法がある。

二 番号4(k)については、宣誓書兼請求書の不在理由欄の「その他」に〇印が付けられているが、不在理由に関するそれ以上の具体的記載がないところ、補助執行者は、不在者投票事由(三号事由を含む。)及び行き先について、kから聴取していない。したがって、不在者投票事由について審査義務が尽くされておらず、不在者投票の管理執行手続に違法がある。

ホ 番号5及び6は、宣誓書兼請求書の不在理由欄の「その他」に〇印が付けられているが、不在理由に関するそれ以上の具体的記載がないところ、補助執行者は、当該選挙人らが不在理由を明確に述べなかったため、右のような記載をさせたものである。したがって、右の二件については、不在者投票事由について審査義務が尽くされておらず、不在者投票の管理執行手続に違法がある。 へ 番号1ないし6を除く八八件は、宣誓書兼請求書の記載の内容から、不在者投票事由にて、「佐会」又八八件は、宣誓書兼請求書の記載の内容から、不在者投票事件にて、「佐会」又八八件は、宣誓書兼請求書の記載の内容から、不在者投票。

票事由として、「旅行」又は「帰省」が申し立てられているものと認められる。このうち単に「旅行」に〇印が付けられているだけで他に記載のないもの及び「その 他」に〇印が付けられ、「旅行」と付記されているものは、二号事由の要件である 「やむを得ない用務又は事故」のための旅行であるのか否か明らかでない。また、 「旅行」及び「帰省」の二か所又は「帰省」の一か所のみに〇印が付けられている ものは、親族に会いに行くための旅行と推察されるが、この記載のみでは、これが 儀礼等の理由から社会通念上必要な用務のための旅行であるか否か、又は選挙の当 日以外に日程を変更することが著しく困難であるなどの事情があるか否かが不明で あり、二号事由の要件である「やむを得ない用務又は事故」についての申立てが明 白な程度に記載されているとは認められない。番号8及び69には「私用」、同2 2には「親戚に会いにいくため」、同34には「吉野山高野山参り」と、行き先欄 にそれぞれ付記されているが、右と同様の理由により、いずれも二号事由の要件で ある「やむを得ない用務又は事故」が明白な程度に記載されているとは認められな い。補助執行者らにあっては、不在者投票用紙等の交付請求をする選挙人から不在 理由として旅行又は帰省と申し立てられた場合、行き先と不在期間についての確認 を行うだけで、旅行又は帰省の具体的な目的又は当該選挙の当日以外に日程変更す ることが著しく困難である等の事情について、選挙人に対し口頭説明を求めること はなかったものである。また、宣誓書兼請求書において、不在理由欄の「旅行」又 は「帰省」に〇印が付されているもののうち、別表2の番号8、22、34及び69に係るものを除いては、不在理由について何ら付記されておらず、かつ、この何ら付記されていない宣誓書兼請求書の中には、補助執行者が選挙人から不在理由等を聴取して代筆の上作成されたものが少なくとも四件分含まれていることからすれ ば、そもそも、補助執行者らは、二号事由の要件である「やむを得ない用務又は事故」の趣旨について意識しておらず、そのため、その聴取がなされていないことが 明らかである。

なお、番号11(m)及び12(n)については、三号事由についての審査も行われていない。

番号14(P1)については、仮にP1が一一月一八日に実施される大型特殊自動車免許の試験を受験しに行く予定であったとしても、補助執行者は、その目的を意識した上での審査をしていないし、仮に、右目的を聴取したとしても、試験は日曜日には実施されないにもかかわらず、土曜日である同月一六日に出発しなければならない理由について聴取していないから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたとはいい難い。

番号30(P2)については、P2は、補助執行者に対し、福祉大会に出席してそのついでに孫のところに行く旨説明したもののごとくであるが、選挙の当日における不在理由は、福祉大会への出席ではなく、孫に会いに行くことであり、福祉大会の日程によっては、選挙の当日の前に帰ることや投票を済ませてから出発することができるかも知れないにもかかわらず、補助執行者の方から、福祉大会の期日や、選挙の当日までに戻って来ることができない事情について特に質問していない。

番号32(P3)については、同人は、選挙の当日に必ずしも新築の家を見たり、子供に会いに行く必要はなかったところ、補助執行者は、選挙の当日以外に日

程を変更することが著しく困難な事情等の聴取を行っていない。 番号50(P4)及び51(P5)については、P4及びP5は、補助執行者に 対し、娘のバレーボール大会の応援に行くと話したのみであり、試合の日程等につ いて特段説明していない。そうすると、右両名の申立てのみでは、選挙の当日以外 に日程を変更できるか否かが判断できないところ、補助執行者は、この点等につい て具体的に質問していない。また、P5は、P4と横に並んで宣誓書兼請求書を記 載し、目の前の補助執行者に提出したが、両者の不在期間が異なっていることにつ いても質問を受けていない。

番号60(P6)については、P6は、補助執行者に対して、娘のバレーボール の試合の応援に行くということは述べたものの、当該選挙の当日以外に日程を変更 することが可能かどうか等については質問を受けていない。

番号76(P7)については、不在理由は、高校生の息子の学校から通知を受け て長崎へ行くというものであるが、かような用務は月曜日以降であることが容易に 推察されるところ、宣誓書兼請求書に記載された不在期間が一一月一六日 (土曜日) からとなっているにもかかわらず、日程を変更できない事情について補助執行 者が特段質問等をしていない点において、不在者投票事由について審査義務を尽く さなかったものである。

本件選挙は、当初から激戦が予想され、不在者投票においては、 (4) 候補者陣営の選挙運動員らによる見張り行為及び選挙運動員らによる動員の動きが みられ、町選管及び警察署からも、再三、両陣営に対し指導や注意がなされてい た。ちなみに、本件選挙における投票者総数は三六三五(投票率九七・四パーセン ト)、不在者投票者数は四〇四(不在者投票率ーー・ーパーセント)であり、過去の平成七年執行町議会議員一般選挙(投票者総数三五六〇、投票率九六・三パーセ ント、不在者投票者数三一五、不在者投票率八・八パーセント)、平成四年執行町 長選挙(投票者総数三三四五、投票率八八・六パーセント、不在者投票者数一八 七、不在者投票率五・六パーセント)、平成三年執行町議会議員一般選挙(投票者 総数三六七四、投票率九五・八パーセント、不在者投票者数二七二、不在者投票率 七・四パーセント)に比べ、かなり多かった。このように、町選管においては、本 件選挙に関して、不在者投票が不正に利用されているのではないかとの疑いを持つ べき状況下にあったにもかかわらず、補助執行者らに対して、不在者投票事由の要件について内容を聴取の上審査することの必要性及びその方法について研修や具体 的指示は何ら行われておらず、補助執行者らの中には、法四九条一項各号のいずれ に該当するのか明らかでない者に対し、宣誓書兼請求書の不在理由欄の「その他」 に〇印を付けさせて不在者投票用紙等の交付請求に応じた者もいたほか、補助執行 者らは、不在者投票に応じることについて判断に迷ったり疑義を感じたことはな く、a書記に特に照会することもなかった。本件選挙では、不在者投票に係る投票 用紙等の交付が拒否された例はなく、不在者投票事由の審査は極めてずさんなものであった。また、仁田支所においては、二号事由に該当するか否かが宣誓書兼請求書の記載のみからは明らかでない選挙人に対して、不在者投票事由に関する口頭説 明すら求めていない。

当裁判所の判断

争点1(どのような事由が不在者投票事由に該当するか。)について 不在者投票は、法四四条ないし四六条に定める当日投票の原則に対する例外であ るが、ややもすれば不正に利用される危険があるため、その濫用を防止し、選挙の 公正を確保しようとする趣旨から、法四九条一項各号に規定する不在者投票事由がある場合及び同条二項に該当する場合にのみ許されるものとされている。

不在者投票事由のうち、一号事由は、「選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中であるべきこと。」というものであるが、ここにいう 「職務又は業務」とは、単なる用務とは異なり、同種類の行為を反復継続すること がその要素であり、必ずしも職業の意味に限られるものではないが、趣味、娯楽、

ー身上の用事等のためにするものは含まれないものというべきである。 また、二号事由は、「選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票 区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。」というものである が、ここにいう「やむを得ない用務のため旅行中」とは、その旅行が儀礼等の理由 から社会通念上必要な用務のための旅行であるとか、又は選挙の当日以外に日程を 変更することが著しく困難である等の事情が認められる場合(以下「「やむを得な い用務」の要件」という。)に限られるものというべきである。

以上に反する前記原告らの主張は、独自の見解であって、採用することができな

い。

_。 二[。] 争点2(不在者投票において町選管の委員長が尽くすべき不在者投票事由につ いての審査義務の程度いかん。)について

令五二条は、法四九条一項の規定に基づいて不在者投票をしようとするとするとするとするとするとなるとなるというととなる場合には、選挙の当日自ら投票所に行き投票することを誓う宣誓書を合わせります。とないものと定めている。不在者投票の制度との事由であることを誓う宣誓書を合わせります。本であるため、会のでは、不正投票の混入を避けたの監理を開始ののであるため、大の要件、手続及の関係のと関係のののである。とする趣旨から、その要件、手続及の関係を受けた選挙したのののののののののののののののである。とするとなるである。というである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。

このような不在者投票事由についての審査義務は、不在者投票の管理執行にあたって、選挙管理委員会の委員長が尽くすべき極めて重要な基本的義務であり、この審査義務を尽くすことなく不在者投票をさせた場合には、その管理執行手続に違法があることとなり、このことが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には、当該選挙は無効となるものである。

以上に反する原告らの主張は、独自の見解であって採用できない。

三 争点3 (本件選挙において、町選管の委員長による不在者投票事由についての審査義務違反により、管理執行手続に違法のある不在者投票があったか。あったとすれば、その件数いかん。) について

1 別表 1 関係

(一) 番号16について

右認定の事実に照らすと、tは、選挙の当日には、投票区の区域外において職務に従事中であるべきことになり、同人の不在者投票は一号事由を具備するものというべきところ、補助執行者としても、tの宣誓書兼請求書の記載及び口頭説明により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(二) 番号17について

乙第一〇号証の一七の一によれば、P8(番号17)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一七日」、行き先欄には「長崎県上県郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「1」のうち「勤務」に〇印が付されていること、職業(勤務先)欄は空欄であることが認められる。

同人については、宣誓書兼請求書において、不在理由として「勤務」と申告され

ているものの、その職業(勤務先)欄に記載がなく、かつ、その他の記載内容から も職業が不明であるため、これのみでは、果たして一号事由が真実存在するのか否か具体的に認識判断することができない。しかるに、補助執行者においてP8から 職業について口頭による説明を求めたとか、従前から同人の職業について知ってい たということを認めるに足りる証拠は全くない。

そうすると、補助執行者としては、不在者投票事由について審査しないまま漫然 と不在者投票用紙等の交付請求に応じたものと推認せざるを得ない。したがって、 町選管の委員長は、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったこととなり、右不在者投票についての管理執行手続に違法があることとなる(なお、乙第 〇号証の一七の一及び二によれば、同人の投票所入場券の生年月日欄には昭和二 年六月二四日と記載されているにもかかわらず、宣誓書兼請求書の生年月日欄には 「昭和四三年六月二四日」と記載されていることが認められることからすれば、果 たして不在者投票時に本人確認も厳格になされたのか疑問の残るところであ る。)。 (三)

番号18ないし20について

甲第一一号証の一ないし三、乙第一〇号証の一八ないし二〇、証人bの証言によれば、u(番号18)、v(同19)及びw(同20)は一一月一六日に不在者投 票をしたこと、右三名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に〇 印が付され、行き先欄には「長崎県下県郡<以下略>」(ただし、vについては 「長崎厳原豆酸」、wについては「長崎県下県郡<以下略>」)と記載され、不在 理由欄には「1」のうち「勤務」に〇印が付されていること、右三名はいずれも有 限会社ライフ工業所属の建設作業員であるが、当時厳原町立豆酸中学校新築工事に従事しており、一一月一七日も作業に従事する必要があったこと、補助執行者は、揃って来所した右三名から、一一月一七日は朝早くから豆酸の現場に行かなければならない旨の説明を受けたこと、同人の宣誓書巻きむ書の際業(勘察生)提供 ればならない旨の説明を受けたこと、同人の宣誓書兼請求書の職業(勤務先)欄は いずれも空白であるが、当時、三名とも作業服を着ており、一見して右三名が建設 業関係者であることが分かったことが認められる。

かような建設現場は、通常、早朝から夕刻までかかるものであるから、右認定の 事実に照らすと、u、v及びwは、選挙の当日には投票区の区域外において職務に 従事中であるべきことになり、同人らの不在者投票はいずれも一号事由を具備する こととなるところ、補助執行者としても、右三名の宣誓書兼請求書の記載及び口頭 説明等により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、本件不在者 投票において不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができ

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。

(四)

四) 番号21について 乙第一〇号証の二一、第二〇号証、証人g、同bの各証言によれば、g(番号2 1) は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄 には「一一月一六日から一一月二〇日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「1」の「出張」に〇印が付されていたこと、当 時、同人はガソリンスタンドの経営とプロパンガスの販売を営んでいたところ、 一月一七日は福岡市でプロパンガスの商談が入ったため、右の期間出張するこ なったこと、補助執行者bは、qとはかなり前から面識があったところ、同人か ら、商談で福岡市に出張するとの説明を受けたこと、商談の具体的内容についても 質問したが、qから、それは言う必要はないと回答を拒絶されたこと、同人は、同 月一七日は、商談相手が厳原に来たため、実際には出張しなかったことが認められ る。

右認定の事実に照らすと、qは、選挙の当日には、投票区の区域外において職務に従事中であるべきことになり、同人の不在者投票は一号事由を具備するものとい うべきところ、補助執行者としても、qの宣誓書兼請求書の記載及び口頭説明等により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。なお、一号事由は、投票区の 区域外において従事中であるべき職務又は業務について、それがやむを得ないもの であることは要件としていないことに照らせば、補助執行者としては、不在者投票 事由の審査に当たり、選挙人が真実商談のために投票区域外にあるべきものと判断 できれば、その具体的内容についてまで明らかにさせる必要はないものというべき である。

乙第一〇号証の二二、証人P9、同d、同eの各証言によれば、P9(番号22)は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間 は「一一月一五日から一一月二三日まで」、行き先欄には「横浜市く以下略」」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「1」の「商用」に〇印が付されていると、同人は町会議員であり、ガソリンスタンドを経営しているところ、同月の甥をし、その後横浜市く以下略〉の時に宿泊し、続いて千葉県木更津市の弟宅を訪問する予定を立てていたこと、補助行者d及び同eは、P9から、ガソリンスタンド関係の商用である旨の説明を守し、dにおいて、どこで何をするのか、同月一七日には戻って来られないのかという質問した(なお、同月一七日には戻って来られないのかという質問した(なお、同月一七日には戻って来られないのかという質問は、明日中には戻って来られないと回答されたことが推認される。)が、商用の具は、明日中には戻って来られなかったこと、dはP9の右職業を知っていたとが認められる。

右認定の事実に照らすと、P9は、同月一四日ないし一五日には、投票区の区域外において職務に従事する予定であったが、選挙の当日においてはその機会を利用した私事旅行中であるべきことになり、同人の不在者投票由を具備するとしても、やむを得ない用務のように大き事由を具備するとしても、やむを得ない用務のはあるに、不在者投票事とという二号事由に該当することがあり得るにあるにより、同月一七日においては商用という一号事由を具備するものと判断者としては、P9の宣誓書兼請求書の記載と判断者を記明により、同月一七日においては商用という一号事由を具備するものと判断者を記述したことには無理からぬものがあり、右のようにということなるとには無理からぬものがあり、右のようにとがで明られて、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということがで明らかなお、前記(四)と同様、補助執行者において、商用の具体的内容について明らかにさせなかったことは、右判断を左右するものではない。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(六) 番号23について

ス一〇号証の二三、証人×、同bの各証言によれば、×(番号23)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当のみ」、行き先欄には「下県郡厳原町厳原」、不在理由欄には「商用」と、職業(勤務先)欄には「無職」とそれぞれ記載されていること、同人は、杉、桧、松を植栽して管理している上県町佐護所在の山林の売買の件で、一一月一七日に買主が福岡から来ることとなったので、厳原町所在の対馬空港まで朝早く迎えに行った後、山林を案内し、帰りも空港まで送ることとなったこと、山林は広さが三〇〇町あり、案内には丸一日かかることが見込まれたこと、補助執行者bは、×に対し、いつ、どこに、何をしに行くか質問し、同人から右のとおり自己所有の山林の取引相手が来島し、現地を案内する予定である旨の回答を得たことが認められる。

原告らは、xの不在者投票は一号事由を具備すると主張する。しかし、同人は不動産業を経営する者ではなく、右山林売買の件も、自己が植林して管理している山林がたまたま売買の対象となったにすぎないものと認められるから、反復継続性を有せず、一号事由の「職務又は業務」に該当しない。

もっとも、右不在理由は、「やむを得ない用務」の要件には該当するといえるものの、右認定の事実に照らすと、その用務の場所の大部分は、当該投票区のある市町村の区域内である上県町佐護ということになるから、同人の不在者投票は二号事由も具備するものともいえない。

そして、そのような事情であるのに、補助執行者において漫然と不在者投票をさせたのは、不在者投票事由についての審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない(なお、仮に、補助執行者が、右山林の所在について具体的に認識していなかったとしても、これが上県町内である可能性は容易に認識し得たはずであるから、この点について何ら質問等することなく不在者投票用紙等の交付請求に応じたことは、やはり審査義務に違反がある。)。

したがって、町選管の委員長によるその管理執行手続には違法があることになる。

(七) 番号24について

乙一〇号証の二四、証人x、同j、同bの各証言によれば、j(番号24)も夫

のxとともに一一月一五日に不在者投票をしたこと、jの宣誓書兼請求書にはxと同じ記載があること、当時、xは腰のヘルニアの手術をして足が少し不自由である上、腎臓及び高血圧の持病もあって、人工透析を受けていたため、jがxによる右(六)の山林の案内に同行することとなったこと、補助執行者bは、xから右(六)のとおりの説明を受けた場において、同席していたjから、自分がxに付き添いで行くとの説明を受けたことが認められる。

しかるに、右(六)のとおり×に不在者投票事由の具備が認められない以上、同人の付き添いで一一月一七日に投票できないとするjの不在者投票も、一号事由はもとより、二号事由も具備するものではない。したがって、そのような事情であるのに、補助執行者において漫然と同人に不在者投票をさせたのは、不在者投票事由についての審査義務を尽くさなかったものというべきである。

したがって、町選管の委員長によるその管理執行手続には違法がある。

(八) まとめ

そうすると、別表1関係では、三件の不在者投票について、管理執行手続に違法があることとなる。

2 別表2関係

(一) 番号2について

乙第一一号証の二、証人 y の証言によれば、 y (番号 2) は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一七日まで」、行き先欄は空白で、不在理由欄には「 2 」(「やむを得ない用事で上県町外に旅行中又は滞在中のため」の項。以下同じ。)の「その他」に〇印が付され、「病院」と付記されていること、同人は、娘が検診で気管に問題があると指摘されたため、福岡市所在のこども病院で診察を受けさせるため、同市に行こと指摘されたため、福岡市所在のこども病院で診察を受けさせるため、同市に行ことともしていたこと、特に病院を予約していたわけではないが、建設業を営む夫が、選挙運動期間中は仕事がないので、右のような日程にしたこと、補助執行者は、 y から、子供を病院に連れて行くとの説明を受けたこと、一七日に戻って来ることが可能かどうか等の質問は特にしなかったことが認められる。

ことが可能がとうが等の負債は特にしながったことが認められる。 右認定の事実に照らすと、yが子供を右の日程で福岡市の病院に連れて行くことは、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な事情があるものとして、二号事由に該当するというべきである。そして、補助執行者は、yに対し、右のような日程にした理由について質問しておらず、同人からも特に説明したとは認められないけれども、子供の健康に問題があることが疑われる場合、一日も早く大きな、 病院で診察を受けさせたいと考えるのはもっともなことであり、上県町という離島内の地域に居住する者が、受診のために右の程度の期間福岡市に行くことには無理からぬものがあるということは、補助執行者において特段説明を受けなくても容易に認識することができるというべきである。

したがって、補助執行者としては、主としてyの口頭説明により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなり、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができるから、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(二) 番号3について

乙第一一号証の三、証人dの証言によれば、z(番号3)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一三日から一二月六日まで」、行き先欄は「下県郡厳原町宮谷」、不在理由欄には「仕事」とそれぞれれ記載されていること、補助執行者dはzとは面識があるところ、同人は精神薄弱者で、授産施設「あゆみ園」で働いており、dとしては、公共的な施設(行き先欄記載の地に複数所在する。)に行って仕事をするものと理解したことが認められる。

原告らは、zの不在者投票事由について二号事由を主張するが、右認定の事実に照らすと、同人は、選挙の当日には、投票区の区域外において職務に従事中である。そして、不在者投票事由の審査に当たって、その職務の具体的内容にとがいる。そして、不在者投票事由の審査に当たって、その職務の具体的内容にといいので明らかにさせる必要が必ずしもないことは、前記1の(四)で判示したとおって、右認定に照らすと、zから口頭で的確に職務の内容や場所等を聴取するとには困難を伴ったものと考えられるので、補助執行者としては、真実仕事でがある。というべきである。したがって、補助執行者としては、zの宣誓書兼請求書の記載及び従前の知識により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、不在者投票事由についての審査

義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(三) 番号4について

右認定の事実に照らすと、kは、疾病ないし身体の障害のため歩行が著しく困難であるべきものであって、このことにより選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができないものというべきであるから、その不在者投票は三号事由を具備していることとなる。そして、宣誓書兼請求書の記載は不適切ではあるものの、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載並びにP10及びP11の口頭説明により、右三号事由を具備するものと判断したといえるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(四) 番号6について

乙第一号証の六、第二二号証、証人 b によれば、P 1 2 (番号 6) は一一月一四日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に○印が付され、行き先欄には「下県郡〈以下略〉」と記載され、不在理由欄には「2」の「その他」に○印が付されていること、補助執行者 b は、P 1 2 から、選挙の当日は友人のところに行くとの説明を受けたが、それ以上詳しく聞かずに不在者投票用紙等の交付請求に応じたことが認められる。 右認定事実に照らせば、P 1 2 の申し立てた不在理由は私事旅行に当たるとこれ

右認定事実に照らせば、P12の申し立てた不在理由は私事旅行に当たるところ、補助執行者としては、これが、「やむを得ない用務」の要件に該当するか否かの点について全く質問等をしていないから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による管理執行手続には違法があることとなる。 (五) 番号7について

乙第一一号証の七、証人 c の証言によれば、P 13(番号 7)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月二〇日まで」、行き先欄には「福岡県北九州市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に○印が付されていること、補助執行者 c は、P 13から、選挙の当日は弟のところへ行くとの説明を受けたことが認められる。

右認定事実に照らせば、P13の申し立てた不在理由は私事旅行に当たるところ、補助執行者としては、これが、「やむを得ない用務」の要件に該当するか否かについて全く質問等をしていないから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

しがたって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(六) 番号8について

乙第一一号証の八、証人 r 、同 c の証言によれば、 r (番号 8) は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日

から一一月一七日まで」、行き先欄には「福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付され、「私用」と付記されていること、同人は、福岡市内に居住する次女の縁談の件で同人と会って相談するため、同市に行く予定があったこと、同月一七日には、最終便の一つ前の飛行機で帰って来ることとしていたが、欠航などもあり得るので、ひょっとしたら投票できないかも知れないと考えて、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者 c は、 r から、単に旅行とのみ説明を受けたが、その具体的内容については、当日の投票時間内に帰って来られないか否かについても含めて特段質問せず、 r も、プライバシーに関わることなので説明しなかったことが認められる。

右認定の事実に照らすと、rの不在理由はいわゆる私事旅行に当たるところ、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に該当するか否かを判断することは到底不可能であるにもかかわらず、補助執行者は、rから、単に旅行との説明を受けたのみで、漫然と不在者投票をさせているのである。そして、rにおいて、旅行の具体的な目的について明らかにしにくい事情はあるものの、補助執行者は、右の要件についての質問等を一切しなかったのであるから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(七) 番号9及び10について

乙第一一号証の九ないし一一、証人 b、同 c の各証言によれば、P 1 4(番号 9)、P 1 5 (同 1 0)及びm (同 1 1)はいずれも一一月一二日に不在者投票をしたこと、右三名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一八日まで」、行き先欄には「長崎県下県郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、補助執行者 b は、揃って来所した右三名から、不在理由として、「鷄知に三人一緒にいかにゃいかんけん」と述べられたことが認められる。

右認定の事実に照らすと、P14及びP15の申し立てた不在理由はいわゆる私事旅行に当たるものと考えられるところ、宣誓書兼請求書の記載及び右のような口頭説明からは、これが「やむを得ない用務」の要件に該当するか否かを判断することは到底不可能であるが、bが旅行の具体的目的等について質問したことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかった ものであり、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があるこ ととなる。

(八) 番号11について

証人b、同cの各証言によれば、m(番号 1 1)は下半身が悪く、右(七)で認定した不在者投票当日も車椅子で来所したことが認められる。そうすると、同人は、疾病又は身体の障害のため歩行が著しく困難であるべきことにより、選挙の当日は自ら投票所に行き投票をすることができないこととなるから、その不在者投票は三号事由を具備することとなる。そして、当時、補助執行者b及び同cが三号事由について意識していなかったとしても、右各証言によれば、mの右のような身体的状況は右補助執行者らに明らかであったから、補助執行者において、三号事由についての審査義務を尽くしたものというを妨げない。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(九) 番号12について

乙第一一号証の一二、証人n、同bの各証言によれば、n(番号12)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に〇印が付され、行き先欄には「厳原下県郡〈以下略〉」と記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、兄が厳原の病院に入院していたので、選挙の当日に見舞いに行くことを決め、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者が不在理由を尋ねたところ、入院中の兄の見舞いに行くとの回答を得たこと、nは、その前に兄が退院したので、投票当日は見舞いに行かなかったことが認められる。

右認定事実に照らすと、nが兄の見舞いに行くのが同月一七日でなければならない必要性は明らかではなく、宣誓書兼請求書の記載及びnの口頭説明のみでは、同人が選挙の当日に上県町外にあるべきことが「やむを得ない用務」の要件に該当す

るか否か判断することは不可能である。そして、補助執行者が、右記載及び口頭説明以上に右の必要性等について質問等したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、不在者投票事由について具体的に明らかにすることなく漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

なお、原告らは、nの不在者投票について、予備的に三号事由を具備する旨主張する。証人nの証言によれば、nは体が悪く、授産施設「あゆみ園」に通園していることが認められるけれども、このことのみでは、同人について、身体の障害等により歩行が著しく困難であるべきことにより、選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができないものと必ずしも認めることはできず、他に同人の不在者投票が三号事由を具備していることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由についての審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(一〇) 番号14について

ス第一一号証の一四、証人P1、同bの各証言によれば、P1(番号14)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一月一六日から一月一九日まで」、行き先欄には「長崎県大村市」とそれぞれである。、「大型特殊自動車免許の試験を受験に行くを表表で、大型特殊自動車免許の試験を受験に行くを表表で、大型特殊自動車免許の試験に行りを表示である。「大型特殊自動車免許の試験に行うを表示で、大型時間である。「大型である。」、「大型である。」、「大型である。」、「大型である。」、「大型である。」、「大型である。」、「大型でも受験でも受験でも受験でも受験でも受験でも受験でも受験の説明を受けたこと、P1は、厳原町でも受験できることが判明したため、「大型でも受験でも受験できることが判明したため、「大型でも受験しなかった」とが認められる。

右認定の事実に照らすと、P1としては、大型特殊自動車免許は対馬内の厳原町でも受験できたのみならず、大村市で受験するにしても、同月一七日に投票を済ませてから出発しても十分間に合ったのであるから、やむを得ない用務により当該投票区のある市町村の区域外に旅行中であるべきことにより、選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない場合に当たるとは到底いい難い。そして、補助執行者としては、P1に対し、右の具体的な受験日等について質問しておれば、不在者投票事由を具備していないことは容易に判明したにもかかわらず、そのような質問等をすることなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかった ものであり、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があるこ ととなる。

(一一) 番号 15について

乙第一一号証の一五、証人P16の証言によれば、P16(番号15)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一月一二日から一一月二二日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市」とそれぞれ記載されて理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、以前に左足の財帯を切り、左足が短くなっていることにより、左右の足の長さを調節するため、福岡市内の整形外科に行く予定にしていたこと、以前に別の病院で足底板を作ったときに一〇日間かかったので、今回も一〇日間の旅行としたの院で足底板を作ったときに一〇日間かかったので、今回も一〇日間の旅行としたのが右の期間であり、整形外科を紹介しており、その仕事の都合で空きが係り、のが右の期間が都合がよかったこと、実際は、P16は、同月一三日に足型をとり、同月一八日に足底板が出来上がったが、その間は長崎の娘の家に滞在していたことが認められる。

石のように、左右の足の長さが異なるという障害を持つ者にとって、足底板は、日常生活上一日も早く必要とするものであり、P16が選挙の当日を含む不在期間欄記載の期間に福岡市の整形外科へ行ってこれを作りたいと考えたことには、無理からぬものがある。したがって、右不在理由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難である等の事情が認められる場合に該当するものであり、P16は、一一月一七日には、やむを得ない用務により上県町外にあるべきものとして、

その不在者投票は二号事由を具備しているということができる。そして、補助執行者 b は、P 1 6 とは以前から面識があり、不在者投票当日も、同人の身体的状況 上、同人の足が悪いことは外部的に明白であったと考えられる上、足底板は、その 性質上、作成までに数日程度を要することも容易に推測できる。したがって、bと しては、従前の知識、P16の身体的状況、宣誓書兼請求書の記載及び同人による 口頭説明により、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在 者投票事由についての審査義務を尽くしたものである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。_

番号16及び17について

乙第一一号証の一六、一七、証人bの証言によれば、P17(番号16)及びP 18 (同17) はいずれも一一月一二日に不在者投票をしたこと、右両名の各宣誓 書兼請求書の不在期間欄には「一一月一三日から一一月二〇日まで」、行き先欄に は「福岡県福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印 が付されていることが認められる。

右認定の事実に照らすと、右両名の申し立てた不在理由はいわゆる私事旅行に当 たるものと考えられるところ、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能である。そして、 証人bは、右旅行の目的を聞いていると思うが、よく覚えていないと供述しており、他に補助執行者が右両名の不在者投票事由についてどのような質問をし、右両 名からどのような説明を受けたかを認定するに足りる証拠はない。そうすると、補 助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在 者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者としては、不在者投票事由について審査義務を尽くさな かったものであり、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法が あることとなる。

番号18について

一号証の一八、証人bの証言によれば、P19(番号18)は一一月-日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一四日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、補助執行者 b は P 1 9 と面識があり、同人が普段から病院通いをしていることを知っていたこと、 b から P 1 9に不在者投票の理由を尋ねたところ、病院に行かなければならない旨の説明を受 けたことが認められる。

右認定事実に照らすと P19の右不在理由は、定期的に受けることとなってい る治療ないし検査のため福岡市内の病院に行くための旅行であると推認され、選挙 の当日以外に日程を変更することが著しく困難である等の事情があるものとして、 二号事由に該当するということができる。そして、補助執行者 b は、P 1 9 が普段 から病院通いをしていることを知っていたし、上県町という離島内の地域に居住す る者が、検査又は治療のために右の程度の期間福岡市に行くことには無理からぬも のがあるということは、補助執行者において特段説明を受けなくても、容易に認識 することができるというべきである。

したがって、補助執行者としては、従前からの知識、宣誓書兼請求書の記載及び P19による口頭説明を総合して、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなり、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができるから、 右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(一四) 番号19について

乙第一一号証の一九、証人bの証言によれば、I(番号19)は一一月一二日に 不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一二日か 「「大は、日本の日本では、「「大の日本では、「「大の日本では、「「大の日本では、「大の日本では、「大の日本では、「長崎県長崎市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、補助執行者 b は、」から、病院に行く旨説明を受けたこと、同人は、不在者投票に来所した際は、かなり顔色が悪く、一見して体調不良の状況にあったことが認められる。 原告らは、同人の不在報及票事由について三号事由を記している。

体的状況及び口頭説明を総合すれば、同人は直ちに医師による診療ないし治療を要 する状態にあるものと判断され、宣誓書兼請求書記載の不在期間の始期が不在者投 票日であることも考え合わせると、同人は不在者投票の後直ちに長崎市所在の病院 に行く必要があり、しかも、診断によっては、同月一七日までに帰って来られない ことが見込まれたということができる。そして、補助執行者としては、右宣誓書兼請求書の記載、同人の口頭説明及び右のような身体的状況から、二号事由を具備するものと判断したものと推認されるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(一五) 番号20について

「乙第一一号証の二〇によれば、P20(番号20)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていることが認められる。

右認定の事実に照らすと、同人の申し立てた不在理由はいわゆる私事旅行に当たるものと考えられるところ、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能である。そして、補助執行者らが旅行の目的や、同月一七日の投票時間内に帰って来られないか否かについて質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかった ものであり、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があるこ ととなる。

(一六) 番号21について

乙第一一号証の二一、証人P21の証言によれば、P21(番号21)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に〇印が付され、行き先欄には「下県郡厳原」と記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、当時、厳原に住んでいる同人のの体の具合が悪く、娘には四人の子供がいたが、夫が刑務所で服役中であり、P21が世話をする必要があったため、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者は、P21から、娘の具合が悪く、一二日の夜から四、五日間厳原に行く必要があり、選挙の日までに戻って来ることができないとの説明を受けたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄の記載は補助執行者の誤記であることが認められる。

右認定の事実に照らすと、P21は、一一月一七日には、やむを得ない用務により上県町外にあるべきものとして、その不在者投票は二号事由を具備しているといえるところ、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載及びP21の口頭説明により、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(一七) 番号25について

乙第一一号証の二五、証人 b の証言によれば、P 2 2 (番号 2 5) は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に〇印が付され、行き先欄には「福岡県福岡市<以下略>」と記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、補助執行者 b は、P 2 2 から、友人のところに行くとの説明を受けたことが認められる。

から、友人のところに行くとの説明を受けたことが認められる。 右認定の事実に照らすと、同人の申し立てた不在理由はいわゆる私事旅行に当たるものと考えられるところ、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能である。そして、補助執行者 b が、旅行の目的や、同月一七日の投票時間内に帰って来られないか否かについて質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(一八) 番号26及び27について

甲第二、第三号証、第八号証の一ないし三、乙第一一号証の二六、二七、証人 b、同P23の各証言によれば、P24(番号26)及びP25(同27)は一一 月一二日に不在者投票をしたこと(乙第一一号証の二六、二七の処理簿中受理月日 が一一月二二日と記載されているのは誤記と認められる。)、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一三日から一一月二五日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、両名とも、福岡市内の眼科へ白内障の受診に行くこととしていたこと、補助執行者 b は、右両名から、姪浜の子供のところに行くとの説明を受けたこと、右両名は、実際に同月一五日に受診していることが認められる。

右認定事実に照らすと、右両名は、福岡市内の眼科で白内障の診察を受け、そのついでに姪浜所在の子供宅へ旅行することとしたものと推認される(白内障の診察だけに一二日間も要するとは考えられない。)から、同人らの申し立てた不在理由はいわゆる私事旅行に当たるものと考えられるところ、右両名がbに対し、白内障で診察を受ける旨申し述べたことを認めるに足りる証拠はなく、宣誓書兼請求書の記載及び右両名による口頭説明からは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは不可能である。そして、補助執行者らが、右の要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(一九) 番号29について

て第一一号証の二九、証人P26、同bの各証言によれば、P26(番号29)は夫のP27ともに一一月一二日から一一月一七日まで」、行き先欄には「all にの日本者投票をしたこと、宣誓書兼には「を持っては明間欄には「ーー月一二日から一一月一七日まで」、行き先欄には「にまれていること、P27は獣医師で、「NOSAI家畜診療所」に勤務しておりまれていること、P27は獣医師で、「NOSAI家畜診療所」に勤務しておりもれていること、P26は、専業主婦であるが、夫が出張する際にはいつもりによる際には不可もしていたこと、をしていたこと、自は、P27、P26夫婦と面識があり、夫が出張なので一緒に行することとは、B26から、夫が出張なので一緒に行っとと、おは、P27、P26夫婦と面識があり、夫が出張なので一緒に行ってといたこと、自は、P27、P26夫婦と面識があり、夫が出張なので一緒に行っとが認められる(右の質問に対しては、帰りが投票時間内に間に合わないとできていたことが認められる(右の質問に対しては、帰りが投票時間内に間に合わないとできていたことが認められる。)。

るの帰省は、私事旅行に該当するものではあるけれども、上県町の所在する対馬下島は離島であり、福岡への帰省が通常困難であることにかんがみると、専業主が夫の出張の機会を利用して子供を連れて夫の実家に帰省することは、当日以外に日程を変更することが著しく困難なものに当たり、やむを得ない用務により当該投票区のある市町村の区域外にあるべきものとして、二号事由に該当するものというべきである。そして、補助執行者は、従前からの知識に合わせて、宣誓書兼請求書の記載、P26の口頭説明を総合することにより、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(二〇) 番号30について

乙第一一号証の三〇、証人P2の証言によれば、P2(番号30)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一三日から一一月二〇日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、P2は上県町役場の課長で、社会福祉協議会の委員も兼ねており、一一月一四日に長崎県松浦市で開催される福祉大会に出席した後、その機会を利用して、行き先欄記載の地に居住している孫に会いに行く約束をしたため、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、航空券は一週間くらい前に取ったこと、補助執行者は、P2から、福祉大会に出席した後福岡市の孫のところに行く約束をしているとの説明を受けたことが認められる。

右認定事実に照らすと、P2が選挙の当日福岡市に行くのは、福祉大会への出席

のついでに孫に会いに行くためであり、私事旅行に当たるものである。しかし、上 県町の所在する対馬下島は離島であり、福岡市へたやすくは行けないことにかんがみると、公務の機会を利用して、同じ九州本土内の親族を訪問しようと考えることにはよったまた面がある。このことが、古人と、「日本のとまた面がある。このことが、古人と、「日本のとまた面がある。このことが、古人と、「日本のとまた面がある。このことが、古人と、「日本のとまた面がある。このことが、古人と、「日本のとまた面がある。」 にはもっともな面がある。このことからすると、同人の不在理由は、当日以外に日 程を変更することが著しく困難な事情があるということができ、二号事由に該当す るものというべきである。そして、補助執行者は、同じ職場の課長であるP2が社会福祉協議会の委員を兼ねていることは当然知っていたものと推認され、このよう な従前からの知識に宣誓書兼請求書の記載及びP2による口頭説明を総合すること により、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものというべきである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。

番号31について

甲第九号証の一ないし五、乙第一一号証の三一、証人 e の証言によれば、P 2 8 (番号 3 1) は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一二日から一一月一八日まで」、行き先欄には「下県郡く以 下略>」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されて いること、補助執行者eは、P28から、両親が寝たきりで、P28が世話をしているところ、行き先欄記載の地に居住して漁業に従事している弟が遠洋漁業に長期 出漁するので、その前に、不在中の事柄につき相談をするため会いに行くとの説明 を受けたことが認められる。

右説明に係る不在理由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な 旅行に当たり、やむを得ない用務により選挙の当日上県町外にあるべきものとして、二号事由に該当するというべきである。そして、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載及びP28の口頭説明を総合することにより、右事由を具備するものと判 断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたも のというべきである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は

ない。 (二二) 番号32について 乙第一一号証の三二、証人P3、同dの各証言によれば、P3(番号32)は一 一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投 票当日のみ」に〇印が付され、行き先欄には「長崎県下県郡〈以下略〉」と記載さ れ、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、次男が 行き先欄記載の地に自宅を建てたので、選挙の当日は新築祝いを兼ねて次男に会い に行くこととし、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者 d は、P 3 から、選挙の当日は子供の新築祝いに朝早くから出かけるからとの説明を受けたこ と、dは、P3に対し、選挙の当日の投票時間内に戻って来られないのかという質問をしたところ、年寄りだから、時間どおりに帰って来られるかどうか分からない 旨の回答を得たこと、同人は明治四〇年生まれであることが認められる。

親族の新築祝いに行くことは、儀礼等の理由から社会通念上必要な用務といえ、 できるだけ早い日曜日に祝いに行くことにも心情的にもっともな面があるから、P 3が、選挙の当日、次男の新築祝い等のため美津島町鷄知に行くことは、やむを得 ない用務によるものということができ、同人の不在者投票は二号事由を具備するも のというべきである。そして、右認定事実に照らせば、補助執行者dは、宣誓書兼 請求書の記載及びP3による口頭説明を総合することにより、右事由を具備するも のと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽く したものというべきである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。

番号34について

乙第一一号証の三四、証人p(ただし、訴訟記録中の証人等目録には、同証人の 氏名は「p」と表示されている。)、同d、同人eの各証言によれば、p(番号34)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄 には「一一月一三日から一一月一八日まで」、行き先欄には「奈良県吉野山高野山 参り」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されてい ること、同人は、生きている限り毎年高野山参りをすると決めており、現にそうし ていること、一年のうちいつ行くかということは特に決めておらず、自分が気の向

いたときに行くこと、平成八年は、一一月一三日から高野山へ行こうと同月八日ころ決めたこと、同人にとっては、信仰上、思い立ったときが参るときであり、日程 の変更はできないこと、補助執行者dは、選挙の当日までには帰って来られないと いうことはpに確認したものの、目的は高野山参りということではっきりしている から、それ以上立ち入った質問はしなかったことが認められる。

右のとおりpが決めた高野山参りの日程が変更できないことは、信仰上の理由に よるものであるけれども、補助執行者としては、単に旅行目的が明確であるとのことから二号事由を具備するものと速断し、日程の変更の許否等について特段質問等 することなく、漫然と不在者投票をさせたことは、不在者投票事由について審査義 務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある こととなる。

番号35及び36について (二四)

乙第一一号証の三五、三六、証人dの証言によれば、P29(番号35)及びP 30(同36)はいずれも一一月一二日に不在者投票をしたこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一二日から一一月二二日まで」、行き先欄には「長崎県下県郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅 行」に〇印が付されていること、補助執行者dは、右両名から、右期間は病院に行くとの説明を受けたこと、行き先欄記載の美津島町には国立厳原病院があることが 認められる。

右認定事実に照らすと、右両名は、病院で検査ないし治療を受けるために不在者 投票用紙等の交付請求をしたものと推認されるけれども、右の程度の口頭説明で は、同じ対馬内の病院で検査ないし治療を受けるために、右のような長期間旅行し なければならない理由が何ら明らかでない。そして、補助執行者が右の点について 質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件 についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざ るを得ない。

補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておら したがって、 で、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとな る。 (二五) 甲第-

番号39について

甲第一三号証の一及び二、乙第一一号証の三九、証人dの証言によれば、P31 (番号39)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不 在期間欄には「一一月一六日から一一月一七日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されている 、同人は建設業を営んでいるところ、自宅の建築を計画し、一一月一六日から 同月一七日まで、トステム株式会社が福岡市内のショールームで展示会を開くこととなっていたので、その場で右の期間建設会社の社長と建築資材の購入のための商談の予定を組んだこと、補助執行者dは、P31から右のような説明を受けたこと が認められる。

右不在理由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な事情があ り、二号事由に該当することは明らかである。そして、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載及びP31の口頭説明を総合して、右事由を具備するものと判断したと いうことができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものであ

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。

番号40について

乙第一一号証の四〇、証人P32、同dの各証言によれば、P33(番号40) 一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には 「一一月一二日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県八女郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、行き先欄記載の地に居住する姉に会いたがっていたが、自身が特別 養護老人ホームに入ることが決まっていて、長期入所になることが見込まれていた こと、当時P33の姪のP34の夫であったP32は焼鳥屋を経営しているとこ ろ、焼鳥屋は選挙期間中は客が入らないので、その時期にP34とともにP33を 同人の姉に会わせに広川町に連れて行こうと考え、P33において不在者投票用紙等の交付を請求することになったこと、補助執行者dは、P33及びP32ととも に不在者投票所に来所したP34から、右期間はP33の姉の家に連れて行くとの 説明を受け、選挙の当日までには帰って来られないことも確認したことが認められ

右は、私事旅行に該当するものではあるけれども、右認定の事情にかんがみる と、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難であり、やむを得ない用務 による旅行に該当するものというべきである。そして、補助執行者は、宣誓書兼請 求書の記載、P34の口頭説明を総合することにより、右二号事由を具備するもの と判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くし たものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ない。 (二七)

番号41について

乙第一一号証の四一、証人P35、同dの各証言によれば、P35(番号41) は一一月一二日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には -月一三日から――月一八日まで」、行き先欄には「宮崎県日向市」とそれぞ れ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」にO印が付されていること、同人は 農業を営んでいるところ、――月―三日から―五日までの間、宮崎県日向市で開催 される対馬農業協同組合の椎茸部会の研修会に出席し、そのついでに福岡市在住の 息子及び娘、佐賀在住の姉の子供に会いに行くこととしたこと、息子や娘には年一 度程度しか会う機会がないこと、補助執行者は、P35から、椎茸の関係の研修

に行く旨の説明を受けたことが認められる。 右認定の事実によれば、P35は、選挙の当日は、研修を受けるためではなく、 息子や娘に会うために上県町外に旅行していることになるが、補助執行者として は、宣誓書兼請求書の記載及びP35の口頭説明により、同人が不在期間欄記載の 全期間、行き先欄記載の地で椎茸の関係の研修を受けるものと認識判断し、二号事 由に当たるとして不在者投票をさせたものと推定される。そして、右のような判断 資料に照らすと、補助執行者がそのように認識判断したことには無理からぬものが あるというべきであり、補助執行者としては、不在者投票事由についての審査義務 を尽くしたものということができる。 したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は

ない。

 $(\bot \mathcal{N})$ 番号42について

甲第一二号証の一及び二、乙第一一号証の四二、第一一号証の五九の一、証人P 36及び同P37の各証言によれば、P37(番号42)は一一月一三日に不在者 投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一四日から-月一七日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市<以下略>」とそれぞれ記載され、 不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、交際中のP 36(番号59)とともに結婚指輪を買うため福岡市内へ旅行する予定にしており、このことは六月ころから決めていて、二か月前には航空券を予約していたこと、補助執行者は、P37に対し、どこに行くのか、何をしに行くのか、いつから 行くのかの三点を尋ねたところ、同人から、同月一六日から一七日まで福岡に恋人 と買い物に行く旨の説明を受けたこと、航空券が予約済みである旨の説明は受けて と負い物に行く百の説明をマワにこと、机生券が下利用のこのる日の説明は入りていないことが認められる。なお、宣誓書兼請求書の不在期間欄の記載は上記認定と矛盾するが、証人P37の証言によれば、これは補助執行者が記入したことが認められるため、補助執行者の聞き間違いによるものと推定される。

右認定事実に照らせば、P37の旅行は、選挙の当日以外に日程を変更すること が著しく困難であり、やむを得ない用務によるものということができる。しかし、 右のような宣誓書兼請求書の記載及び同人の口頭説明のみからは、選挙の当日以外 に日程を変更することが著しく困難であるか否か判断することは不可能であるとこ ろ、補助執行者は、P37が一一月一七日に旅行しなければならない具体的理由等 について明らかにすることなく、二号事由が具備されているものと速断し、漫然と 不在者投票をさせたものということになる。

そうすると、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかった ものであり、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があるこ ととなる。

(二九) 番号44について

乙第一 -一号証の四四、証人P38、同bの各証言によれば、P38(番号44) は一一月一三日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一 月一六日から一一月一九日まで」、行き先欄には「福岡県福北九州市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、静岡にいる娘の体調が悪くなり、加勢に行くこととなったため、不在者投票用紙等の交付請求をしたこと、実際は、P38は右期間に腰が痛くなり、静岡には行かなかったことが認められる。なお、証人bの証言によれば、宣誓書兼請求書の行き先欄は補助執行者bが記載したものであることが認められるところ、その記載が実際と異なっているのは同人の聞き間違いと推認される。

右認定事実に照らすと、P38が選挙の当日に行き先欄記載の地に行くのは私事旅行に当たるものである。しかるに、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは不可能である。そして、補助執行者bが右の要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(三〇) 番号46について

て第一一号証の四六の一、証人P39、同eの各証言によれば、P39(番号46について)は一一月一三日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間には「一一月一五日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県福岡・古人では、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されているところ、一一月中旬はヨコワ漁の最盛期で、同人けでもいたこと、ヨコワ漁の漁場は福岡か五島であるが、実際は魚群を追いかけること、ヨコワ漁の漁場は福岡か五島であるが、実際は魚群を追いかけること、出漁は遅くとも午前五時で、帰漁は早くとも午前五時で、帰漁は早くとのおあったがあったのようにしていたこと、前、ヨコワ漁に出漁していたこと、富書書、書のでは、との記号では、P39と面識があり、同人が漁業を営んでいることは、一日では、「旅行の具体的内容についてP39に質問したとの説明を受けたませていたことが認められる。

原告らは、同人の不在者投票事由について二号事由を主張するが、右認定の事実に照らすと、P39は、選挙の当日には、投票区の区域外において職務に従事中であるべきことになり、同人の不在者投票は一号事由を具備するものというべきところ、補助執行者としても、主としてP39の口頭説明により、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(三一) 番号48について

右認定事実に照らすと、P40の右の旅行は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な事情があるとは認められない。そして、宣誓書兼請求書の記載及びP40による口頭説明のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは不可能であるところ、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等をすることなく、漫然と不在者投票をさせたものであるから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある

こととなる。 (三二) 看

(三二) 番号50について

乙第一一号証の五〇の一、証人P4、同P5、同d、同eの各証言によれば、P4(番号50)は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一八日まで」、行き先欄には「長崎市で以下略>」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付言にいること、P4は、長崎市所在の純心高等学校のバレーボール部に所属するとともに応援に行くこととして、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者はは、P4から、子供のバレーボールの応援に行く旨説明を受けたこと、補助執行者は、P4から、子供のバレーボールの応援に行く旨説明を受けたこと、投票場は、P4から、子供のバレーボールの応援に行く宣説明を受けたこと、視期、場所には、企業を営むP4は、ヨコワが獲れるというので応援を取りやめて出漁し、長崎市には妻だけが行ったことが認められる。

一右の事由は、選挙の当日やむを得ない用務により上県町外に旅行中であるべきものとして、二号事由に該当することは明らかである。そして、学校の運動部の試合は通常日曜日に行われるものであり、試合終了予定時刻後、長崎市から上県町まで選挙の当日の投票時間内に帰着することは不可能であるから、補助執行者は、宣誓書兼請求書の不在期間及び行き先の記載、P4の口頭説明を総合して、右事由を具備するものと判断したということができる。

したがって、補助執行者としては、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものであり、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(三三) 番号51について

乙第一一号証の五一の一、証人P4、同P5、同d、同eの各証言によれば、P5(番号51)は、一一月一三日に夫のP4とともに不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一九日まで」、行き先欄には「長崎県長崎市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、不在理由は、P4と同じ〈次女の試合の応援のほか、娘の部屋の中を整理することであったこと、補助執行者は、P5から、娘のバレーボールの応援で右の行き先に行くので不在者投票させて下さいと申し立てられたことが認められる。

右認定事実に照らせば、右(三二)と同じく、右不在者投票について町選管の管理執行手続に違法はないものというべきである。

(三四) 番号52及び53について

乙第一一号証の五二及び五三の各一によれば、P41(番号52)及びP42(番号53)はいずれも一一月一三日に不在者投票をしたこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県〈以下略〉」(ただし、P42については「福岡県〈以下略〉」)とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていることが認められる。

右認定の事実に照らすと、右両名の申し立てた不在理由は福岡市<以下略>への私事旅行であると考えられるところ、宣誓書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能である。そして、補助執行者 b が旅行の目的や、同月一七日の投票時間内に帰って来られないか否かについて質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(三五) 番号54及び55について

甲第一四号証、乙第一一号証の五四及び五五、証人P43、同P44、同b、同P23の各証言によれば、P43(番号54)及びP44(番号55)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から二〇日まで」、行き先欄には「神奈川県横浜市く以下略>」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、右両名は夫婦であるが、本件選挙の年が金婚式であったので、行き先欄記載の地に居住す

る息子がお祝いに招いてくれ、航空券は予め送ってきたこと、息子が家を建てるので、住宅ローンの連帯保証人になる必要もあったところ、息子の都合でこの時期を指定し人になる必要もあったところ、息子の都合でこの時期を指定してきたこと、補助執行者 b は、上県町役場の宿直職員である P 4 3 とは面識があったが、どこに行くのかと尋ねたところ、単に子供がいる横浜まで行くとの説明を受けたが、正在理事についてそれ以上の具体的質問はせず、 P 4 3 からもそれ以上の説明は成立で鬼怒川温泉へ行き、それ以外は横浜市く以下略 > の息子の家で泊まったことが認められる。 右認定の事実に照らすと、右両名の旅行は、選挙の当日以外に日程を変更するとは、大の事実に照らすと、右両名の旅行は、選挙の当日以外に日程を変更するから、大の事業を表する。

右認定の事実に照らすと、右両名の旅行は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難な事情があり、二号事由に該当するものというべきである。しかし、宣誓書兼請求書の記載及び右の程度の口頭説明からは、右のような具体的な不在者投票事由を認識することは到底困難であるところ、補助執行者としては、「やむを得ない用務」の要件について具体的な質問等をすることなく、漫然と不在者投票をさせたのであるから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(三六) 番号56ないし58について

甲第四号証ないし第六号証、第七号証の一ないし四、乙第一一号証の五六ないし五八、証人P23の証言によれば、P45(番号56)、同人の妻P46(番号57)及び娘のP47(番号58)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、右三名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県北九州市〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、右三名は、右の期間、P45及びP46の長男の子の七五三祝いのため、行き先欄記載の地に行く予定であったこと、補助執行者は右三名から、旅行の目的として、右のとおりの説明を受けたことが認められる。

一一月一七日は、七五三の日に直近する日曜日であるから、右三名の旅行が「やむを得ない用務」の要件を充たし、二号事由を具備することは明らかであるところ、補助執行者としても、選挙の当日が七五三の日に直近する日曜日であることは知っていたものと推認され、宣誓書兼請求書の記載及び右三名の口頭説明を合わせ参酌することにより、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(三七) 番号59について

一第一二号証の一及び二、乙第一一号証の四二、同号証の五九の一、証人P36及びP37の各証言によれば、P36(番号59)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一七日まで」、行き先欄には「福岡県」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、右不在期間は交際中のP37とともに福岡へ婚約指輪を買いに行く予定を立てており、以前から航空券を購入していたこと、補助執行者がP36に旅行の目的について質問したところ、前から決めていた旅行で、恋人と二人で行くとの説明を受け、選挙の当日には何時に帰ってくるかと質問したところ、午後八時から九時の間との回答を得たことが認められる。

右の事由は、私事旅行ではあるけれども、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難であるというべきであるから、P36の不在者投票は二号事由を具備するものということができる。そして、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載及びP36の口頭説明を総合して、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(三八) 番号60について

乙第一一号証の六〇、証人P6の証言によれば、P6(番号60)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一九日まで」、行き先欄には「長崎県長崎市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人の子供は佐世保市所在の九州文化学園高校のバレーボール部に所属しており、長崎市内で開催され

る県大会の試合に出場するため、P6はその応援に行く予定であったこと、同校はバレーボールが強く、決勝戦まで進出することが予想されたので、決勝戦まで応援する日程を組み、航空券の予約をしたこと、実際、同校は右の県大会で優勝したこと、補助執行者斉藤は、旅行の目的を質問したところ、P6から、子供のバレーボールの応援に行くとの回答を得たことが認められる。

したがって、前記(三二)と同様、右不在者投票について町選管の委員長による 管理執行手続に違法はないものというべきである。

(三九) 番号63について

乙第一一号証の六三の一、証人o、同eの各証言によれば、o(番号63)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は精神薄弱者更正施設である社会福祉法人梅仁会対馬学園の施設長をしているところ、右期間は対馬学園の入所者の保護者と福岡市内で面談する約束をしていたこと、補助執行者eは、oから、単に旅行に行くとの説明を受けたこと、同人は、真の不在理由は、入所者の秘密保護のためeに言わなかったことが認められる。

右認定に照らせば、。は、選挙の当日には、投票区の区域外において職務に従事中であるべきことになり、同人の不在者投票は一号事由を具備することとなる。しかし、右宣誓書兼請求書の記載及び同人による口頭説明のみからは、同人の不在者投票が不在者投票事由を具備するものか否か到底判明し得ないにもかかわらず、補助執行者は漫然と。に不在者投票をさせているから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(四〇) 番号64について

乙第一一号証の六四、証人P48、同cの各証言によれば、P48(番号64)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄に不在期間欄に不在事時間に不在事時間には「長崎県長崎市」と、行き先欄には「長崎県長崎市」と、同人の印が付されていること、同様では、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同様でしたことがあり、その際、MRIの検査も受けた方がよいと勧められる。MRIの検査も受けた方がよいともらったの際、MRIの検査も受けた方がよいともらったのとは、その際、MRIの検査を受けた方がよいとところ、不在者投票をした二、三日前に自宅で発作が起これをいて、早く検査を受けた方がよいと考え、同病院に行ことと、MRIの検査には三、四日間入院を要する旨上対馬に行いているといるに長崎でに長崎でに長崎でに表明を受けたがよりに表示とはできないのかというような質問は特にしないたことが認められる。

右認定事実に照らすと、P48の右不在理由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難であり、やむを得ない用務によるものとして、二号事由を具備することは明らかである。そして、補助執行者cは、P48から、単に病院に検査に行く旨説明を受けたものであるけれども、一般に、健康状態に問題のある者がに行き説明を受けたいと考えるのは容易に理解できることであるし、上県町とう離島内の地域に居住する者が、病院での検査のために右の程度の期間長崎市に行くことには無理からぬものがあるということは、補助執行者において特段説は、できるとには無理からぬものがあるというべきであるから、補助執行者としてもりは、本生書、書の記載及びP48による口頭説明を総合して、右事由を認識して不在者投票をさせたこととなり、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(四一) 番号66及び67について

乙第一一号証の六六の一及び六七の一、証人P49、同P50、同eの各証言によれば、P49(番号66)及び同人の妻のP50(同67)はいずれも一一月一五日に不在者投票をしたこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月二〇日まで」、行き先欄には「大阪府大阪市<以下略>」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、一

一月七日に八年ぶりに孫(行き先欄記載の地に在住の長男P51の子)が生まれ、 しかも初めての内孫であったこと、同月一五日に孫とその母親が退院したので、名 付けをするため一六日に大阪に行くこととしたこと、同日には大阪への直行便があったこと、補助執行者は、P50とともに来所したP49から、八年ぶりに孫が生 まれたので、名付けのために大阪へ行く旨説明を受けたことが認められる。

右認定の事実に照らすと、出生した孫を退院後できるだけ早く見に行きたいと考 えるのは、もっともな心情であり、右の事由は、私事旅行ではあるけれども、選挙 の当日以外に日程を変更することが著しく困難である場合に準じるものとして、右 両名の不在者投票は二号事由を具備するものというべきである。そして、補助執行 者は、宣誓書兼請求書の記載及びP49の口頭説明を総合して、右事由を具備する ものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽 くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法は ないものというべきである。

番号69及び70について

-一号証の六九の一、証人P52、同P53、同eの各証言によれば<u>、P</u>5 2 (番号69)及び同人の妻のP53 (番号70)は一一月一五日に不在者投票を したこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「投票当日のみ」に〇印が 付され、行き先欄には「福岡県筑紫野市<以下略>」(ただし、P53の宣誓書兼 請求書の記載は「福岡県築紫野市<以下略>」)と記載され、不在理由欄には

「2」の「旅行」に〇印が付され、P52の宣誓書兼請求書の職業(勤務先)欄に は「教員(仁田中学校)」と記載されていること、行き先欄記載の地に在住の右両名の長女の子供が七五三であったこと、P52は、当時上県町立仁田中学校の校長の職にあり、管理職として、平日は休暇が取りにくいため、七五三の日に近い日曜日ということで同月一七日に妻のP53とともに祝いに行くこととしたこと、その ことは、不在者投票の一か月くらい前に決めていたこと、補助執行者eは、P52 から、福岡の娘のところに用事で出かけるとの説明を受けたが、同月一七日のうちに帰って来られないかという質問はしていないことが認められる。なお、eが、七 五三の祝いに行くとの具体的内容について説明を受けたことを認めるに足りる証拠 はない。

右の事由は、前記(三六)と同様、やむを得ない用務により投票区の区域外に旅行中であるべきものとして、二号事由に該当するものというべきである。しかし、 補助執行者は、右両名から、単に娘のところに用事で出かけるとの説明を受けたと いうのであり、それのみでは、それが「やむを得ない用務」の要件に該当するのか 否か到底判断することはできない。したがって、補助執行者において、この点につ き質問等することなく漫然と不在者投票をさせたことは、不在者投票事由について 審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。 したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある

こととなる。

(四三) 番号73及び74について

一号証の七三、七四、証人bの証言によれば、P54(番号73)及びP 55 (番号74) は同棲中であるところ、いずれも一一月一五日に不在者投票をし たこと、右両名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一 八日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市」とそれぞれ記載され、不在理由欄には 「2」の「旅行」に〇印が付されていることが認められる。

右両名の申立てに係る不在理由は私事旅行に該当するものといえるところ、宣誓 書兼請求書の記載のみからは、これが「やむを得ない用務」の要件に当たるか否か を判断することは到底不可能である。そして、補助執行者が右の要件について質問 したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件につ いての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを 得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておら ず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとな る。

(四四) 番号75について

乙第一一号証の七五、証人P7の証言によれば、P56(番号75)は一一月一 五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一 六日から一一月二三日まで」、行き先欄には「長崎県長崎市<以下略>」とそれぞ れ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人は、友人の勤務する長崎市内の会社に就職するため、その友人の紹介で面接を受ける予定にしていたこと、面接は月曜日以降に実施される見込みであったこと、補助執行者は、P56とともに不在者投票のため来所した母親のP7(番号76)から、P56は、長崎市内の友人の勤務する会社に就職するため、その友人の紹介で面接を受ける旨の説明を受けたため、宣誓書兼請求書の不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印を付けるよう指示したことが認められる。

右認定事実に照らすと、P56は、一一月一七日に投票を済ませてから長崎市に出発しても面接に間に合ったものといえなくはない。しかし、就職活動のために遠隔地に赴く場合には、日程的に余裕をもって出発することにも合理的な理由があるといえるし、後記(四五)のとおり、P7が一一月一六日に長崎市に出発することについてはやむを得ない用務によるものということができるところ、同人の子であるP56が、P7と揃って出発することにも無理からぬものがあるから、P56の不在理由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難である等の事情がある場合に準じるものとして、やむを得ない用務による旅行に当たり、二号事由を具備するものというべきである。

そして、補助執行者は、二名揃って不在者投票に来たP56及びP7から、P56の右不在理由及び後記(四五)認定のとおりのP7の不在理由について口頭説明を受け、宣誓書兼請求書の記載も合わせ参酌することにより、右二号事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はないものというべきである。

(四五) 番号76について

乙第一一号証の七六、証人P7の証言によれば、P7(番号76)は、一一月一五日にP56とともに不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月二三日まで」、行き先欄には「長崎県弥生町〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」に〇印が付されていること、同人の次男は、行き先欄記載の地に所在するアパートに居住し、長崎市所在の海星高校に通学していること、P7は、同校から、心配なことがあるということで呼出しを受けたため、同校に出頭することとしたこと、学校の関係者に会うついては特に指定を受けておらず、いずれにせよ月曜日以降になる見込みで呼出したと、補助執行者は、P7から、同校から、心配なことがあるということで呼出しを受けたので、同校に出頭する旨の説明を受け、宣誓書兼請求書の記載は「旅行」に〇印を付けるよう同人に指示したことが認められる。

右認定事実に照らすと、P7は、同校への出頭自体については、一一月一七日に投票を済ませてから出発しても間に合ったということができる。しかし、親元を日本では、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、一年を受けた場合には、問題の解決に努めたいと考えるのが、子供を持つ親としての通常の心理であり、右不の由は、選挙の当日以外に日程を変更することが著しく困難である場合に準じるものと、というである。本年を具備するものと判断したということができる。本年を表務を尽くしたものということができる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はないものというべきである。

(四六) 番号80について

乙第一一号証の八〇、証人P32、同dの各証言によれば、P34(番号80)は一一月一二日に不在者投票をしたこと、宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一二日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県八女郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「旅行」及び「帰省」に〇印が付されていることが認められ、また、同人は、P33を当時の夫とともに姉の家へ連れて行くため、不在者投票用紙等の交付を請求したこと及び補助執行者への説明内容は、前記(二六)認定のとおりである。

そうすると、前記(二六)で判示したところと同様、右不在者投票について町選 管の委員長による管理執行手続に違法はないものというべきである。

(四七) 番号81について

甲第一〇号証の一ないし三、乙第一一号証の八一によれば、P57(番号82)は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一七日まで」、行き先欄には「下県郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、同人は対馬支庁上県土木駐在所に勤務しているところ、一一月一七日には美津島町での祖母の法事が予定されていたため、同町に行く必要があったこと、前日の一六日に厳原町所在の妻の実家に宿泊することとしていたため、行き先欄の記載が右のとおりとなっていることが認められる。

しかるに、右宣誓書兼請求書の記載のみからは、P57の帰省が「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能であるところ、補助執行者が、右の要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。 したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておら

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(四八) 番号82について

乙第一一号証の八二によれば、P58(番号82)は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月二一日まで」、行き先欄には「長崎県下県郡〈以下略〉」、とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていることが認められる。 右宣誓書兼請求書の記載のみからは、同人の帰省が「やむを得ない用務」の要件に出たるか不かを判断することは到底不可能である。

右宣誓書兼請求書の記載のみからは、同人の帰省が「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能であるところ、補助執行者が、右の要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(四九) 番号83について

乙第一一号証の八三、証人 b の証言によれば、P 5 9 (番号 8 3) は一一月一三日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一五日から一一月一七日まで」、行き先欄には「下県郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、補助執行者 b に対しては、厳原に帰ると説明したことが認められる。

右宣誓書兼請求書の記載及びP59による口頭説明のみからは、同人の帰省が「やむを得ない用務」の要件に当たるか否かを判断することは到底不可能であるところ、補助執行者が、右の要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、それ以上に右要件についての質問等を一切することなく、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ない。

一したがって、補助執行者は、不在者投票事由について審査義務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(五〇) 番号85について

「乙第一一号証の八五の一、証人P60の証言によれば、P60(番号85)は一一月一四日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一旦をれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、同人は独身であり、行き先欄記載の地に在住の両親とは自動車で約四〇分の距離にて、伊奈郵便局に勤務していること、両親は心臓が悪く、介護を要するとにて、伊奈郵便局に勤務していること、両親は心臓が悪く、介護を要するとにではないが、毎週末にP60が帰省して来るのを楽しみにしてといること、同人は、特に用事がない限り、毎週土曜日と日曜日には帰省することと、同人は、特に用事がない限り、毎週土曜日と日曜日のきると、日曜日のうちに戻って投票できなくなるおそれがあったので不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者は、P60から、不在者投票事由は帰省であり、毎週土日は帰省している旨の説明を受けたことが認められる。

右認定事実に照らすと、P60が毎週親元へ帰省するのには無理からぬものがあるところ、帰省先で用事ができて投票時間内に戻れなくなるおそれがあることも十

分あり得るところであるから、儀礼等の理由から社会通念上必要な用務のために旅行する場合に準じるものとして、同人の不在者投票は二号事由を具備するというべ きである。そして、補助執行者は、右宣誓書兼請求書の記載及びP60の口頭説明 から、二号事由に該当することを認識判断したものということができるから、不在 者投票事由について審査義務を尽くしたこととなる。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はないものというべきである。

番号86について (五一)

-五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「――月 一五日から――月一八日まで」、行き先欄には「長崎県長崎市<以下略>」とそれ ぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、同人 は、当時、対馬福祉事務所上県支所に単身赴任しており、行き先欄記載の自宅に帰 省するため、不在者投票用紙等の交付を請求したこと、同人の妻はパートで働いており、休日の方が忙しいので、子供の世話をするため、なるべく土日は帰省するよ うにしていたことが認められる。

右の不在理由は、やむを得ない用務により投票区域外にあるべきものとして、 号事由に該当するものというべきである。しかし、右宣誓書兼請求書の記載から は、「やむを得ない用務」の要件に当たるか否か判断することは不可能であるとこ る、補助執行者において、宣誓書兼請求書の記載以上に、帰省の具体的目的等、右要件について質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者としては、右の記載のみから不在者投票事由ありと速断して、漫然と不在者投票をさせたものと推認せざるを得ず、不在者投票事由について審査義務を尽くしていないとい うのほかはない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある こととなる。(五二)

番号87について

乙第一一号証の八七、証人P62、同bの各証言によれば、P62(番号87)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一八日まで」、行き先欄には「福岡県北九州市<以下略>」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に○印が付されている こと、同人は、長女の離婚問題と借金問題で北九州市<以下略>に行く必要があっ たが、長女の夫とは同月一四日になってやっと連絡がとれ、長女の夫が同月一六日 か一七日だったら若松区に来ることができるというので、急きょ行くこととなった こと、若松区にはP62の親戚がおり、後記(五三)のとおり連れて行くP63 (番号88)を預ける予定にしていたので、右のとおり「帰省」に〇印を付したこと、補助執行者 b は、P 6 2 が北九州市の出身であることは知っていたところ、同 人から、単に若松の娘のところに行くとだけ説明を受けたが、それ以上の詳しい事 情は尋ねなかったこと、P62としても、娘の離婚問題を知られたくなかったの で、bにはそれ以上の説明をしなかったことが認められる。

右認定事実に照らすと、P62は、選挙の当日はやむを得ない用務のため上県町 外にあるべきこととなる。しかし、補助執行者は、右旅行の目的等について具体的に明らかにさせようとすることなく、右宣誓書兼請求書の記載及び単に若松の娘のところに行くとの説明のみで、漫然と不在者投票をさせたものであるから、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある こととなる。

(五三) 番号88について

甲第一五号証、乙第一一号証の八八、証人P62、同bの各証言によれば、P63(番号88)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書には、P62(番号87)と同様の記載がなされていること、P63は、P62の義父であるところ、同人が右(五二)認定のような理由で行き先欄記載の地に行くと、自分の世話をする者がいなくなるので、P62の旅行に同道することとして、 不在者投票用紙等の交付を請求したこと、補助執行者 b は、不在理由については、 P63の不在者投票に同行したP62から、同人の不在者投票用紙等の交付請求と 同じ機会に、単に若松の娘のところに行くとだけ説明を受けたことが認められる。 そうすると、P62の場合と同様、補助執行者は不在者投票事由について審査義 務を尽くしておらず、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法

があるといわざるを得ない。 (五四) 番号90について

乙第一一号証の九〇の一、証人sの証言によれば、s(番号90)は一一月一五日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一七日まで」、行き先欄には「福岡県福岡市〈以下略〉」とそれぞれ記載れ、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、同人は、三年に死亡した夫の家実から籍を離れるよう要求され、また、借家の大家からは明産というガソリンスタンドに勤務しているところ、従業員は同人を入れて二名しかするいため、平日には休みがとれず、日曜日に実家のある福岡市〈以下略〉に場当のより、中日には休みがされず、日曜日に実家のある福岡市〈以下略〉によるにと、補助執行者は、何故福岡に行くのかと質問したところ、sととしたこと、補助執行者は、何故福岡に行くのかと質問したところ、sによるである旨回答を得たものの、それ以上の具体的な説明は受けていないこと、は、不在者投票請求の場にいた町職員のP64には、従前から右の離籍の件で記述をしており、同人は不在理由について分かっているだろうと思っていたことが認める。

右認定事実に照らすと、sは、選挙の当日はやむを得ない用務のため上県町外にあるべきこととなる。しかし、補助執行者は、帰省の目的等について何ら具体的に明らかにさせようとしておらず、乙第一三号証によれば、町職員のP64が補助執行者でないことは明らかであるから、同人がsの離籍問題について知っていたといても、このことから直ちに補助執行者がsの帰省の目的について認識していたということはできない。したがって、補助執行者は、右宣誓書兼請求書の記載及び単に帰省するとのsの説明のみで、漫然と不在者投票をさせたものであり、不在者投票申して審査義務を尽くしていないものといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法があることとなる。

(五五) 番号91ないし93について

乙第一一号証の九一ないし九三号の各一、証人P65、同P66、同P67、同日 の各証言によれば、P65(番号91、本件の原告でもある。)、P65(番号92)及びP66(番号93)はいずれも一一月一五日に不在者投票を見上、右三名の各宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一月一六日かられ、一日まで」、行き先欄には「長崎県壱岐郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、一日まで」、行き先欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、P65は、一月一十一日、日本であるP68が死亡し、行き先欄記載の場所で同月一六日に葬儀が、P60日に初七日の法要が執り行われることとなったため、妻のP66及び子のP66及び子の内に初七日の法要が執り行われることとなったため、妻のP66及び子の内との方までかかるが、一世の方式であるが、一世の方式で表したこと、初七日の法要は多ず、不在者投票用紙等の交付とは「日本での方式で表したこと、補助執行者を入び同はは、「日本で表したの方式で表した。」といる。

右の不在理由は、儀礼上の理由から社会通念上必要な用務のための旅行によるものであり、かつ、選挙の当日以外に右旅行の日程を変更することは著しく困難であるから、右三名の不在者投票が二号事由を具備することは明らかである。そして、補助執行者は、宣誓書兼請求書の記載及び右三名による口頭説明を総合して、右事由を具備するものと判断したということができるから、不在者投票事由についての審査義務を尽くしたものである。

したがって、右不在者投票について町選管の委員長による管理執行手続に違法はない。

(五六) 番号94について

乙第一一号証の九四、証人dの証言によれば、P69(番号94)は一一月一六日に不在者投票をしたこと、同人の宣誓書兼請求書の不在期間欄には「一一月一六日から一一月一九日まで」、行き先欄には「岡山県上房郡〈以下略〉」とそれぞれ記載され、不在理由欄には「2」の「帰省」に〇印が付されていること、補助執行者は、P69から、親に会うため、選挙の当日どうしても行き先欄所在の実家へ帰省しなければならない用事がある旨の説明を受けたことが認められる。

右認定事実に照らすと、P69の帰省はやむを得ない用務によるものであることがうかがわれなくはないが、右宣誓書兼請求書の帰省及び同人による口頭説明のみでは、同人が同月一七日に帰省しなければならない具体的理由が明らかでなく、

「やむを得ない用務」の要件に該当するか否かの判断は困難である。そして、補助執行者においてその点等につき質問したことを認めるに足りる証拠はないから、補 助執行者は、右のような宣誓書兼請求書の記載及び口頭説明のみで漫然と不在者投 票をさせたものと推定され、不在者投票事由について審査義務を尽くさなかったも のといわざるを得ない。

したがって、町選管の委員長による右不在者投票の管理執行手続には違法がある こととなる。

(五七) その余の番号の不在者投票について

、乙第一一号証の一、五、一三、二二ないし二四、二八、三三、三七、三八、四 三、四五、四七、四九、六一、六二、六五、六八及び七一の各一、七二、七七、七 八の一、七九、八四、八九の一によれば、別表2のうち番号1、5、13、22ないし24、28、33、37、38、43、45、47、49、61、62、65、68、71、72、77ないし79、84、89の各不在者投票における宣誓 る、68、/ 1、/ 2、/ / ないし/ 9、84、89の各个任有投票における亘言 書兼請求書の不在理由欄には、番号22について「2」のうち「旅行」に○印が付けられ、「親せきに合いに行くため」と付記されているほかは、いずれも、単に「2」のうち「見舞い」、「旅行」、「帰省」又は「その他」に○印が付けられているだけであることが認められる。

右の各記載のみからは、右の不在理由について、儀礼等の理由から社会通念上必 要な用務のための旅行であるか否か、又は選挙の当日以外に日程を変更することが 著しく困難である等の事情があるか否か全く不明である。そして、補助執行者にお いて、右各不在者投票の投票用紙等の交付を請求した選挙人に対し、右要件について具体的に口頭説明を求める等して審査したことを認めるに足りる証拠はないから、補助執行者は、不在者投票事由について明らかにすることなく、漫然と不在者 投票をさせたものと推認せざるを得ない。

そうすると、右のいずれについても、不在者投票事由について審査義務は尽くさ れておらず、町選管の委員長による右各不在者投票の管理執行手続には違法がある といわざるを得ない。

(五八) まとめ

そうすると、別表2関係では、六一件の不在者投票について、管理執行手続に違 法があることとなる。

四結論

以上によれば、本件選挙において管理執行手続に違法のある不在者投票は合計六 四件であり、その票数は、当選人である原告fと落選人であるgの間の得票数の差 である七〇票を下回る。そうすると、不在者投票の管理執行手続に関する右違法が 本件選挙の結果に異動を及ぼす虞があるということはできない。

よって、本件選挙を無効とした原裁決は違法として取り消されるべきであるから、原告らの請求をいずれも認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民訴法六六条、六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(平成一〇年一月二二日口頭弁論終結) 福岡高等裁判所第二民事部

裁判長裁判官」山口忍

裁判官 西謙二

裁判官 原啓一郎

当事者目録

長崎県上県郡<以下略>

原告

長崎県上県郡<以下略>

原告 P 7 0

長崎県上県郡<以下略>

原告 P71

長崎県上県郡<以下略>

原告 P72

長崎県上県郡<以下略>

原告 P65

原告ら訴訟代理人弁護士 村井正昭

藤尾順司

安部尚志

谷雅文

山田正彦 長崎市江戸町二の一三 被告 長崎県選挙管理委員会 右代表者委員長 P73 右訴訟代理人弁護士 木村憲正 右指定代理人 P74 P 7 5 P 7 6 P 7 7 P 7 8 P 7 9 P 8 0 P 8 1 長崎県上県郡<以下略> 被告補助参加人 h 長崎県上県郡〈以下略〉 被告補助参加人 i 長崎県上県郡<以下略> 被告補助参加人 P82 長崎県上県郡<以下略> 被告補助参加人 P83 長崎県上県郡〈以下略〉 被告補助参加人 P84 長崎県上県郡<以下略> 被告補助参加人 P85 長崎県上県郡〈以下略〉 被告補助参加人 P86 長崎県上県郡<以下略> 被告補助参加人 P87 被告補助参加人ら訴訟代理人弁護士 李博盛 右訴訟復代理人弁護士 堀内恭彦